

官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会趣意書

(略称：シェルター等整備協議会)

日本は終戦後、日本国憲法の規定に基づき平和を維持してきました。

憲法の前文に「・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。

前提である「信頼するはずの平和を愛する諸国民の公正と信義」が崩れています。

日本周辺では、西に中国、北に北朝鮮とロシアという長距離ミサイルと核武装した国が敵対する姿勢を示しており、世界で最も危険な地域になっています。更に衛星を使った電磁パルス攻撃やサイバー攻撃等、最新の技術を駆使した脅威が迫っています。自衛隊は専守防衛を掲げ、他国に比べて防衛予算を増額しなかったことから、防御力や継戦能力を維持するための施設整備等が遅れ、また、国民保護法は成立したが国民の生命を護るには実効性が乏しい状況になっています。

中国は南シナ海の支配と台湾や尖閣諸島を含む東シナ海の我が国の領土・領域に対する侵略を繰り返しており、北朝鮮はミサイルを発射して挑発を続けており、ロシアは北方4島を不法占拠し、またウクライナを侵攻して領土の拡大を狙っています。

最早、憲法9条を堅持すれば自国の安全を護れるという幻想が成り立つ時代は終了したと考える必要があります。大災害を含めて日本の危機は目前に迫っています。

今までは、国際連合が護ってくれるという安心感と平和憲法を護り軍備が無ければ他国から攻撃されないという安心感で準備して来ましたが、ロシアがウクライナを突然攻撃して国民が犠牲になっている姿をみて日本国民は覚醒したと思います。自分が攻撃する気持ちが無くても相手の都合で攻撃されることも有ることです。一方で、ウクライナが一方的に攻撃されても民間の被害が比較的少ない原因の一つにシェルターを含む国民の避難場所が整備され、かつ、避難者を誘導し護る組織が整備されていたことです。もし日本がウクライナと同じ様な攻撃を受けた場合、数倍の犠牲者が生まれ、避難施設内で治安の崩壊が出ていたと思います。

政府も整備が遅れている自衛隊施設の改善に着手することになり、また、国民保護の観点から災害や攻撃等の危機に対応できるような避難施設の整備を計画しています。政府が主導で知識が豊富な人材を集めて整備計画を進めることになると思いますが、実際に自衛隊施設を整備し運営してきた自衛隊OBの知識や経験及び諸外国を含む民間の各種経験と技術を集めて、政府や自治体に国民保護に関する具体的な対策等を提案できる体制を作るために、この協議会を発足することにしました。

良い案を持っているが直接は政府に提言する機会の無い人の知識や実用化が進んでいない各種の最新技術が日本に眠っており、可能な限り多くの皆さんのお知恵を出して頂いて、より有効な提案ができるようにしたいと考えています。

令和5年2月

官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会

発起人代表 一般財団法人災害支援財団代表理事 岩城 誠

官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会

規 約

令和5年2月 1日

官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会（以下「本会」という）と称する。略称を「シェルター等整備協議会」とする。

(目的)

第2条 本会は、自然災害及び人為災害（事故、テロ、攻撃等）に対応する官民施設の強靱化並びに国家防衛及び国民保護の見地から国民を護るためのシェルター等の整備に関連する各種事業に関して必要な実現化方策を調査、研究し提案することを目的とする。

(対象)

第3条 本会の対象は日本全国の自衛隊施設及び指定する自衛隊以外の官民施設とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、東京都千代田区内神田1丁目11-6大丸ビル3階（一般財団法人災害支援財団内）に置く。各地区に事務所及び支部を置くことができる。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の構想の作成事業を行う。

- (1) 自然災害、人為災害に対する官民施設の強靱化全般に関する構想案の作成
- (2) 自衛隊施設が自然災害及び敵からの攻撃に耐え任務継続が可能とする構想案の作成
- (3) 自衛隊施設のシェルター化に関する構想案の作成
- (4) 国民保護の見地から自衛隊以外の施設のシェルター化に関する構想案の作成
- (5) その他関連する事項の構想案の作成

2 前項の構想案に基づき、具現化するための計画を作成するとともに、国、自治体に対して提案を実施する。

3 本会で検討する災害の対象は、自然災害は災害対策基本法第2条第1項に規定する自然災害とし、人為災害は、事故、テロ、攻撃等による核災害、生物災害、化学災害、放射能災害、電磁波災害及び各種爆発による災害を言う。

4 本会で検討するシェルターとは避難施設全体を言い、自然災害に対応する避難施設から各種攻撃等にも対応できる避難施設までの広範囲な避難施設を対象とする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

2 前項の規定にかかわらず令和4年度は、本協議会の成立の日に始まり、令和5年3月31日に終るものとする。

第2章 会員

(賛助会員及び事業協力会員)

第7条 本会の賛助会員は、第5条の事業に賛同する個人、企業、公共団体等とする。賛助会員は第5条に示す協議に参加することができる。

2 事業協力会員は第5条の各種事業等の設計、建設、経営等に参画を希望するものとする。

(加入申込み)

第8条 本会への入会を希望する者は、会長あてに入会申込書を提出し、役員会の審査後、

会長の承認を得た者とする。様式は別に定める。

第3章 会費

(賛助会費及び事業協力費)

第9条 本会の賛助会費は協議会運営目的とし、賛助会員は個人会員及び法人会員とし、会費は別に定める。

2 事業協力会員は、別に定める方法により事業協力費の負担を行うものとする。

第4章 役員及び事務局等

(役員)

第10条 本会には、賛助会員及び事業協力会員の中から3名以上の役員を置く。

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において賛助会員及び事業協力会員より選出する。

2 会長及び副会長は、役員の中から互選により選出する。

3 会計、監事は、総会の承認を得て会長が指名する。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。

(3) 役員は会務を審議する。

(4) 会計は収支を管理する。

(5) 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問等)

第14条 本会には、各種事業実施経験者からのアドバイス等を目的に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

第5章 総会及び役員会

(総会)

第15条 総会は、毎事業年度1回5月に開催する。

2 役員会が必要と認めたとき、または会員の過半数から要望があったときには臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会付議事項)

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 年度事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 年度収支予算及び決算報告に関する事項

(3) 役員人事に関する事項

(4) 規約に関する事項

(5) その他役員会で必要と認めた事項

(総会決議)

第17条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決する

ところによる。

2 総会に出席できない者は、委任状を提出して、議決権を他の役員に委任することができる。(メールで可能)

(役員会)

第18条 本会は、第5条の事業の会務の円滑な審議のため、役員会を開催する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会の付議事項)

第19条 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する議案

(2) 第5条の事業に関する案の作成

(3) 会員の審査、選定

(4) その他本会の運営のために必要な事項

(役員会の決議)

第20条 役員会の決議の方法は、総会に準ずる。

(議事録)

第21条 総会及び役員会を開催した時は、議長は議事録を作成し、会長及び議事録署名人は署名しなければならない。

2 議事録署名人は、会議毎に議長が1名を選任する。

第6章 部会及び事務局

(部会)

第22条 本会には第5条の事業に関する協議検討を行うため、部会を置く。部会の細部については、別に定める。

(部会長)

第23条 部会には部会長を置き、部会長は役員が兼務することができる。

(事務局)

第24条 本会には各種会議、部会等を円滑に運営するため事務局を設置することができる。

2 事務局長は役員会の承認を得て会長が任命する。

第7章 本会の解散

(本会の解散)

第25条 本会は、総会により全ての事業化方針が可決され、事業の実施組織が設立された場合、本会の事業内容はすべて承継され、解散する。

2 本会は、経済、社会等のやむを得ない事情により、事業継続が困難であると総会により判断された場合、解散する。

第8章 付則

(その他)

第26条 本会規約に定めのない事項は、役員会に諮り決定する。

本規約は令和5年2月 1日より、適用する。